

ロシア連邦大統領令

若干の事業体の株式（定款資本金における持分）に係わる特定の種類の取引（オペレーション）の特別な実行手順について

アメリカ合衆国およびそれに加わった外国国家および国際機関の非友好的で国際法に反する行動に対して緊急の措置を講じる必要性に鑑み、かつ2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にしたがって、以下を決定する：

1. 部外秘。
2. 部外秘。

3. 2024年1月27日付ロシア連邦大統領令第73号「経済的に重要な組織である事業体およびそれらと関係を有する若干の者が行う情報の開示および提出の時限的手順について」（ロシア連邦法令集、2024、No. 5、掲載番号672）に以下の変更を加える：

- a) 表題における「それらと関係を有する者」という文言を「その他の者」という文言に差し替える；
- b) 第1項を以下の文言に変更する：

「1. 1992年11月27日付のロシア連邦の法律第4015-1号「ロシア連邦における保険事業の体制について」、連邦法「銀行および銀行業について」、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」、1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」、1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」、2001年8月8日付連邦法第129-FZ号「法人および個人事業主の国家登記について」、2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護について」、2006年7月27日付連邦法第149-FZ号「情報および情報技術について、ならびに情報の保護について」、2006年7月27日付連邦法第152-FZ号「個人情報について」、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」、2008年12月30日付連邦法第307-FZ号「監査活動について」、2010年7月27日付連邦法第208-FZ号「連結財務諸表について」、2010年7月27日付連邦法第224-FZ号「インサイダー情報の不正利用および相場操縦対策、ならびにロシア連邦の若干の法令の改正について」、2011年4月6日付連邦法第63-FZ号「電子署名について」、2011年12月6日付連邦法第402号「簿記について」、2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービスの調達分野における契約制度について」、および2020年6月8日付連邦法第168-FZ号「ロシア連邦の人口に関するデータを含む統一連邦情報登録簿について」の要求事項にもとづいて開示および（または）提出の対象とされる情報については、以下の者はその開示および（または）提出を行わないものと定める：

a) 2023年8月4日付連邦法第470-FZ号「経済的に重要な組織である事業体における法人関係の規制の特異事項について」にもとづく経済的に重要な組織である事業体、経済的に重要な事業体の株式（定款資本金における持分）の直接保有に移行する義務または権利を有する者、経済的に重要な事業体の株式（定款資本金における持分）を直接所有する権利の引渡しを受けた者、司法手続きにしたがって設立され、経済的に重要な事業体の株式（定款資本金における持分）に対する外国持株会社の権利の引渡しを受けた事業体；

b) ロシア連邦大統領令「若干の事業体の株式（定款資本金における持分）に係わる特定の種類の取引（オペレーション）の特別な実行手順について」によって承認された、特定の種類の取引（オペレーション）

の特別な実行手順が適用される事業体の一覧に含まれる事業体、およびそれらの事業体が直接または間接的に株式（定款資本金における持分）を所有する事業体；

c) ロシアの法人であって、ロシア連邦大統領令「若干の事業体の株式（定款資本金における持分）に係わる特定の種類の取引（オペレーション）の特別な実行手順について」第2項が定める取引（オペレーション）の実行の結果として、当該の大統領令が承認した特定の種類の取引（オペレーション）の特別な実行手順が適用される事業体の一覧に含まれる事業体、ならびに（または）それらの事業体が直接または間接的に株式（定款資本金における持分）を所有する事業体の株式（定款資本金における持分）の保有、利用および（または）処分の権利を取得する、または取得した者。」；

c) 以下を内容とする第1項の1を追加する：

「1の1. 本令第1項に掲げる者は、ロシア連邦の法の要求事項にもとづいて開示および（または）提出の対象とされるその他の情報の開示および（または）提出を行わなくてもよい。」；

d) 第2項第1段落を以下の文言に変更する：

「2. 本令第1項および第1項の1にもとづいて情報の開示および（または）提出を行わなかった者は、以下の義務を負う：」；

e) 第3項における「本令第1項にもとづく事業体およびそれらと関係を有する者」という文言を「本令第1項および第1項の1にもとづく者」という文言に変更する。

4. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年3月29日

第221号